

在外投票案内文

① 本人確認 (身分証明書提示)



② 投票用紙及び回送 用封筒受領



③ 記 票



④ 封筒封合



⑤ 投票箱投入



▶ 投票場所及び期間

- ・投票場所：在外公館(公館に設置できない場合在外選管委が定める代替場所)及び追加投票所
- ・投票期間：3.30(水)～4.4(月)期間中在外選管委が定める期間
- ・投票時間：投票期間中毎日午前8時～午後5時
- ☞ 在外選管委別投票場所及び期間は3.24.までに中央選管委(ok.nec.go.kr)、外交部(mofa.go.kr)及び在外公館インターネットホームページに掲載する予定です

▶ 投票方法

- ① 在外投票所に行き身分証明書を提示して本人であることを確認を受けた後、投票用紙受領の確認をして投票用紙と回送用封筒を受け取ります。
※ 国外不在者中住民登録者：地域区及び比例代表選挙投票用紙
※ 在外国民住民登録(国内居所申告含む)者である国外不在者及び在外選挙人：比例代表選挙投票用紙
- ② 記票所に入って投票用紙に自身が支持する1人の候補者(比例代表選挙では一つの政党を言う)を選択し在外投票用紙の該当記票欄に記票した後これを回送用封筒に入れた後記票所を出ます。
※ 記票用具は記票所の中に準備されています
- ③ 回送用封筒を両面テープで封合します(封筒に姓名は記載しません)。
- ④ 封合した回送用封筒を投票箱に入れてから出てください。

▶ 在外投票所に行く時必ず持って行かなければならない物

- ① パスポート、住民登録証、公務員証、運転免許証等写真が添付され本人であることを確認することができる大韓民国の官公庁や公共機関が発行した身分証、または写真が添付され姓名と生年月日が記載され本人であることを確認することができる居留国の政府が発給した身分証(外国人登録証等)
- ② ただし、在外選挙人は在外投票管理官が公示した国籍確認書類原本と一緒に持って行かなければならない。
※ 国籍確認書類に写真が添付されている場合別途の身分証は必要がない。

▶ 次の場合は無効になるので注意してください。

- ・ 在外投票所で交付した投票用紙または回送用封筒を使用しないもの
- ・ 記票後回送用封筒を封合しないまま投票箱に投入して発送されたもの
- ・ どの欄にもチェックをしないもの
- ・ 2つの欄に渡って投票したり2つ以上の欄にチェックをしたもの
- ・ どの欄にチェックしたのか識別できないもの
- ・ ① チェックをせず文字または物の形を記入したもの
- ・ ① チェック以外に他の事項を記入したもの
- ・ 選挙管理委員会の記票用具ではない用具でチェックしたもの